

れる旨の解釈が関係者に対して周知された。しかし、入管当局各現場にまで本解釈（通達）が浸透しているかは疑わしいところであり、在京大のホームページもそのように解釈が変更された旨の発表はなされておらず、当地政府内でも見解の統一が見られていないのではないかと感じる。関連する情報をお持ちであれば共有いただけると幸い。

5 質疑応答、各社（団体）からの報告等

（報告（数社））

携帯電話への詐欺関連の連絡に関して、以前そのような電話を受けたことがある。先方は英語を解さないようで、こちらが英語で話しかけた途端に電話は切れてしまった。

（報告）

ビザに関して、その後の改訂規定によると1か月に満たない監査（Audit）に関しては、IMTA取得が不要とのことであるが、最近出張者がビザ取得のため在京大を訪れた際には、IMTAは必要であると在京大スタッフから言われた由。在京大での情報把握及び対応は少し遅れているようであり、今後も注意が必要であると思われる。

（報告）

査証免除に関して、独自に入管職員に新たな解釈の存在について確認したところ、何も知らない、という回答を得た。解釈は変更されても、末端にまでその情報が伝わっておらず運用上は現在も変わらないという状況なのかもしれない。

（報告） ジャカルタ・ジャパン・クラブ

12月28日にMega Kuninganエリアで邦人がひったくり被害に遭い、現金約600万ルピア、カード類、キタス等が奪われるという被害報告があったので、共有させていただく。

次回の海外邦人安全対策連絡協議会は、2015年2月9日（火）午前11時から